

海外主要国における銃砲制度マトリクス

		カナダ	フランス	ドイツ	アメリカ	イギリス	スイス
銃器所持の現状及び社会的背景	現行法規	<ul style="list-style-type: none"> ◆1995年銃器法 (Firearm Act) ◆刑法 (Criminal Code) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防衛法典 (Code de la défense) ◆環境法典 (Code de l' environnement) (狩猟免許について規定) ◆スポーツ法典 (Code du sport) (スポーツ射撃について規定) ◆武器の取得・所持許可について規定する武器・弾薬関連デクレ (1995年5月6日付デクレ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武器法 (Waffengesetz) ◆一般武器法 (Allgemeine Waffengesetz-Verordnung) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆合衆国憲法 (国民が武器を所有する権利) ◆1934年連邦火器法 ◆1968年銃規制法 ◆プレディ法 ただし、州によって具体的な規制が異なる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ◆1968年銃器法 (Firearm Act 1968) 及び銃器法改正法 	<ul style="list-style-type: none"> ◆兵士による制式銃器の管理に関する法令と市民による銃器所有に関する法令 ◆武器、武器装備品及び弾薬に関する連邦法、同政令
	規制強化の契機	<ul style="list-style-type: none"> ◆1989年12月モントリオール工科大学銃乱射事件 ◆2006年9月ドゥソンカレッジ銃乱射事件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2002年3月ナンテール市銃乱射事件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2002年エアフルト・ギムナジウム高校銃乱射事件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1999年コロンバイン高校銃乱射事件 ◆2006年バージニア工科大学銃乱射事件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆1987年8月ハンガーフォード事件 ◆1996年3月ダンブレイン事件 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民が予備役として軍用銃器を自宅に保管してきたい歴史的経緯がある。軍用の銃器による事件及び自殺が多発している。 ◆スイスの銃器保有世帯数はアメリカに比肩する。
銃器規制の対象及び許可銃器の種類	銃器のカテゴリー	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般銃器 (non-restricted firearm) 規制対象銃器及び禁止対象銃器に該当しない銃器 ※通常の狩猟若しくは射撃用ライフル及び散弾銃は一般銃器に含まれる。 ◆規制対象銃器 (restricted firearm) <ul style="list-style-type: none"> ・禁止対象銃器に該当しないけん銃 ・セミオートマチック銃、銃身の長さが470mm以下のセンターファイアールライフル及び散弾銃 ・折りたたみ/狙撃用テレスコープの装着時に銃身が660mm以下となるライフル及び散弾銃 等 ◆禁止対象銃器 (prohibited firearm) <ul style="list-style-type: none"> ・銃身が105mm以下、口径0.25インチ又は0.35インチのけん銃 ※ただし、国際射撃連盟の競技大会で使用される場合を除く。 ・フルオートマチック銃 ・引き金を引いた際、一つしか発射体が発射されないように改造されたフルオートマチック銃 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆武器を8つのカテゴリーに分類 (第1・2・3カテゴリー: 軍事用の武器、第4、5、6、7、8カテゴリー: 軍事用以外の武器) ◆「許可制」: 第1カテゴリー (陸戦、海戦及び空中戦用に設計され、又は陸戦、海戦及び空中戦で使用されることが目的とされている銃器及びその実包)、第4カテゴリー (護身用の小火器及びその実包 (けん銃を含む)) ◆「申告制」: 第5カテゴリー (狩猟用武器及びその実包)、第7カテゴリー (射撃、見本市又は展示会用の武器及びその弾薬) ※フランスの武器の8カテゴリーと、EU理事会が設定した銃器の4分類が整合性を持つよう銃器の再分類を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃の長さによる区分 <ul style="list-style-type: none"> 短銃: 銃身30cm以下、全長60cm以下 長銃: 銃身30cm超、全長60cm超 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器 ◆散弾銃 ◆銃身の短い散弾銃 ◆ライフル ◆銃身の短いライフル 	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁止対象銃器 <ul style="list-style-type: none"> ・0.22リムファイアースカートリッジを使用するセルフローディング式ライフル及びポンプ式ライフル ・銃身が30cm以下、又は全体の長さが60cm以下の銃器 (空気銃以外のもの) ・リボルバー式滑腔銃 ・軍用ロケット砲及び砲弾など ◆銃器免許が必要となる銃器 <ul style="list-style-type: none"> ・銃身を持ち、致命傷を負わせることが可能な武器及びその弾薬 (禁止対象銃器以外) ◆散弾銃免許が必要となる銃器 <ul style="list-style-type: none"> ・銃身の長さが24インチ以上で口径が直径2インチを超えるもの ・弾倉を持たないか、あるいは容量2発以下の分離不能の弾倉を有しているもの ・リボルバー銃ではないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆兵役用銃器と兵役以外の銃器に区分 ◆CO2ガス銃、エアガン、モデルガンも規制対象
	ライセンスの種類	<ul style="list-style-type: none"> ◆所持及び取得免許 (Possession and Acquisition Licence: PAL): 免許所有者は銃器を取得、所有することができる。 ◆所持免許 (Possession Only Licence: POL): 免許所有者は銃器を所持することが許可されるが新たに取得することはできない。 ◆未成年用免許 (Minor's Licence): 18歳未満の申請者を対象とした免許。免許所有者は狩猟や射撃等の特定の目的に限り、一般銃器を使用することができる。ただし、銃器を取得及び所持することは禁止される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆狩猟 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許の取得が義務 ◆スポーツ射撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 射撃ライセンス、射撃手帳の取得が義務 ・ 許可制銃器を使用する場合は、銃器所持許可の取得が義務 ◆EU共通パス (フランス版) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器所持証 (Waffenbesitzkarte) 猟銃、スポーツ射撃用の銃器 ◆銃器証 (Waffenschein) 護身用等の目的で使用される銃器許可証 ◆EU共通パス (ドイツ版) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ライフル銃・散弾銃許可証 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器免許 (Firearm Certificate) ◆散弾銃免許 (Shotgun Certificate) ◆EU共通パス (イギリス版) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器取得許可証の入手方法として、①販売店から購入、②個人から譲り受ける場合がある。 ◆狩猟免許を有する者は、猟銃に限り銃器取得許可証を有する必要はない。 ◆スポーツ協会のメンバーは特別に許可される。
銃器取得の規定	申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請用紙 ◆手数料 ◆身分証明書 ◆安全コース修了証明書 ◆善行書 (カナダに移住してから5年未満・外国人の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆狩猟 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書のコピー ・ 未成年者の場合は保護者の許可書 ・ 狩猟免許発行に支障のある障害等に関する申告書 ・ 狩猟免許取得のための試験の合格証明証 ・ 証明写真 ・ 30ユーロ分の証紙 ◆スポーツ射撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入費 ・ 医師による健康診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書 ◆身分証明書 (パスポート等) ◆目的別の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の書類 ・ スポーツ射撃: 狩猟団体発行の免許、専門知識証明書、過去12か月の射撃競技活動証明 相続: 相続証明書、相続放棄証明書 収集: 専門知識証明書、文化・歴史的意義に関する証明書 自己防衛: 武器の所有によって危険が軽減されることの証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書 ◆住所・氏名確認のできる書類 ◆年齢確認のための書類 (NY州は21歳以上) ◆外国人は以下の書類も必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人居住カード (Alien Residence Card) ・ 自国の大使館から発行される善行書 (Good Conduct Certificate) ・ 2名からの推薦状 (家族・外国人以外) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器免許 (Firearm Certificate) <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書「様式101」 ◆散弾銃免許 (Shotgun Certificate) <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書「様式103」 ◆銃器/散弾銃免許共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な所持理由の提示 ・ 身分証明書 ・ 身元保証人2人からの推薦書 ・ (必要に応じて) 医師からの診断書 	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書 ◆犯罪記録抄本 ◆身分証明書 (パスポート等) ◆Larm第9a条に規定される公式証明書
	審査プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全コースの受講 ◆銃器免許の申請 ◆カナダ銃器センターによる適格性審査の実施 ◆銃器免許の発行 ◆銃器の購入及び登録 	<ul style="list-style-type: none"> ◆狩猟 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者連盟への登録と猟銃取扱いコースの受講 ・ 実技及び学科試験を受験 ・ 狩猟免許の発行 ・ 免許の有効化と猟銃の購入 ・ 猟銃の申告と警察による調査、AGRIPPA (銃器データベース) への登録 ◆スポーツ射撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 射撃クラブへ入会 ・ 射撃ライセンスの取得 ・ 射撃手帳の取得 ・ 許可制の銃器の所持免許の取得 ・ 銃器の申告と警察による調査、AGRIPPA (銃器データベース) への登録 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講習会参加 ◆実技及び学科試験を受験 ◆銃器使用許可証発行 ◆銃器購入 ◆購入届出・登録 	<ul style="list-style-type: none"> ◆警察が申請者の犯罪歴・精神疾患の有無について調査 ◆許可証の発行 ◆NICSバックグラウンドチェック ◆銃器購入・登録 ◆講習会の受講奨励 (購入後) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆欠格事由の確認 ◆申請書を警察署へ提出 ◆各地域の調査官による面接 ◆銃器免許の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄州当局による適格性審査 ◆許可証の発行 ◆銃器の購入
	不適格者の発見・排除	<ul style="list-style-type: none"> ◆カナダ警察情報センターの管理するデータベースを用いた犯罪歴審査 ◆各州の銃器担当官によるインタビュー審査 ◆近隣住民へのヒアリング ◆インターネット (銃器関連サイトやSNS) 上の審査 ◆データベース (カナダ銃器情報システム) を用いた継続的な適格審査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆データベース (AGRIPPA) を活用した銃器所持者の調査 ◆近隣住民へのヒアリング ◆狩猟免許/射撃ライセンス取得の際に学科及び技能試験の合格が義務 	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神鑑定 ◆心理適性検査 ◆連邦中央登録簿による不適格者情報の検索 ◆ネガティブカタログの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆知的障害者及び精神病院に収監された者は、銃器所持を禁止 ◆各州により欠格事項が異なる。(例: 許可証発行までの待機期間がある (ハワイ州)、自身若しくは他人に危害を及ぼす危険性がある者と判断された場合、警察が銃を没収できる (コネチカット州) など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各地域の警察署に配置されている銃器担当官による面談 ◆自宅への訪問調査 ◆近隣住民への聞き込み調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政・司法当局により銃器取得を禁じられている者、他人等に危害を及ぼす可能性がある者、暴力行為等により犯罪記録に登録されている者は資格者から除外される。 ◆州警察当局と申請者の居住する市町村自治体との連携強化 ◆一旦発行された許可証は、発行の諸条件が満たされない場合や許可証発行に伴う義務が履行されない場合、当局より剥奪される。 ◆国民から不適格者の情報提供等がなされた場合の措置「通知権」
精神疾患に関する規定	医師・鑑定士の関与	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請者の過去の精神疾患に関する情報は申請者からの自己申告 (申請用紙に「過去5年間に精神疾患を患った経験がある」と申告した者は、医師による診断書を提出する義務がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆過去に精神科で診療を受けたことがある者及び治療中の者が狩猟免許を取得するには、精神科医が発行する診断書を提出する義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器に係る精神鑑定士、より上位に位置付けられる精神鑑定士による諾否の判定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各州によって規定が異なる。(例: 市警察が精神衛生省に確認 (ニューヨーク市) など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請書の記載内容に疑義がある場合にのみ、銃器担当官は申請者を診断している医師にコンタクトを取り、申請者の健康状態について問い合わせることが可能である。 ※ただし、医師によるプライバシー保護の原則を守るため、医師への問い合わせは必要最低限とする。 ※警察が医師に問い合わせを行う際は、必ず申請者の同意を得なければならない。 	
	申請が却下される可能性のある者	<ul style="list-style-type: none"> ◆精神疾患歴を有していることで自動的に失格となることはない。治療の経過やその他の要素 (日々の生活態度等) について慎重に審査を行った上で免許発行の是非を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆身体的、精神的に銃器の取扱いが困難な者 ◆公共安全に危険を及ぼす可能性がある者と判断された者 (ドメスティックバイオレンス等) ◆自身に危険を及ぼす可能性があるものと判断されたもの (自殺など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆薬物・アルコール中毒 ◆精神疾患、知的障害者 ◆家庭内暴力、ストーカー行為の犯罪者 ◆市民から警察に対して情報提供があった者 	<ul style="list-style-type: none"> ◆薬物・アルコール中毒 ◆精神病院に収監された者、知的障害者であると裁定された者 ◆家庭内暴力、ストーカー行為の犯罪者 	<ul style="list-style-type: none"> ◆終身刑、又は懲役3年間以上の実刑判決を受けた者 ◆公共安全に危害を及ぼす恐れがある場合 ◆著しく乱暴な言動をとる場合 ◆精神の異常が見られる場合 ◆銃器の所持にふさわしくないと判断された場合 ◆銃器の安全管理能力が欠如している場合 ◆行政機関への非協力的な姿勢を示す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭内暴力の犯罪歴のある者
銃器所有の規定・管理	保管	<ul style="list-style-type: none"> ◆散弾銃及びライフルは、①引き金ロック装置等の安全装置を装着、②ボルトの取り外し、③鍵がかかるケース、若しくは侵入が困難な部屋で保管、④実包を抜き取り保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4カテゴリーに該当する銃器及び実包は、金庫又は頑丈な保管庫内にて保管することが義務付けられている。 ◆銃器と実包の分離保管に関する規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保管容器の5段階区分 ◆銃器と実包の分離保管 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な銃器の保管の規定 ◆安全装置の定義 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「イギリス標準7558号」を満たした銃器キャビネットでの保管 	<ul style="list-style-type: none"> ◆軍用銃器の自宅管理の見直し (例: 軍用銃器を一括保管する施設を07年に開設 (ジュネーブ州) など)
	運搬	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器を鉄製の専用容器に入れて輸送し、車面に防犯装置やエンジン始動ロックを装着し盗難のリスクを低減させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆軍用銃器を公共の場所で携行することの禁止
	押収	<ul style="list-style-type: none"> ◆連邦、州、市町村の裁判所から得られた情報を基に調査を行い、免許取り消し措置を行う。 ◆「他人に対して危害を加える恐れがある」、「自己に対して危害を加える恐れがある」が免許取り消しの主な理由 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共安全に危険を及ぼす可能性がある者と判断された者 (ドメスティックバイオレンスなど) ◆自身に危険を及ぼす可能性があるものと判断されたもの (自殺など) ◆免許の有効期限が切れている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆保管が適切でない場合、許可の取り消し。処罰の対象となる。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共安全に危害を及ぼす恐れがある場合 ◆著しく乱暴な言動をとる場合 ◆精神の異常が見られる場合 ◆銃器の所持にふさわしくないと判断された場合 ◆銃器所持の為の正当な理由がなくなった場合 ◆銃器の安全管理能力が欠如している場合 ◆行政機関への非協力的な姿勢を示す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器を乱用する恐れのある兵士からの、銃器の一時的取り上げ
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器規制を行う専門機関である、カナダ銃器センターが一元的に銃器規制を実施する。 ◆カナダ銃器センターは銃器に関する情報専用のホットラインを設け、銃器に関する市民からの問い合わせに対応している。同ホットラインには年間50万件を超える電話が寄せられており、不審者に関する情報も数多く寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆専門医の責任を回避する為の方策 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不適格者に関する情報収集及び管理システムの整備。特に、連邦中央登録簿の整備と規定 ◆インターネットによる銃器の売買に関する規定 ◆危険に晒されている者の銃器所持の規定 ◆コレクターの銃器所持に関する規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆全米犯罪即時照合システム (NICS) の整備、活用、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆空気銃及びモデルガンの規制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆銃器及び実包に特化した委員会の設置。州行政機関等への助言・指導 ◆インターネットや新聞広告上での銃器の匿名販売禁止 ◆中央武器局による銃器にかかわる情報ファイルの管理・保存 	